令和3年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	保健総務課	川口駅東口のコミュニティプラザで喫煙禁止を求めます。受動喫煙防止法では屋外での喫煙は禁止されていないと思いますが、川口市として独自で条例を作っていただきたいと思います。 禁煙区域内で店外に灰皿を置いて喫煙場所としている店舗に注意喚起などできないでしょうか。店外（敷地内）は店内と扱い、受動喫煙防止法を適用できないでしょうか。もしくはそれに準ずる条例の制定を望みます。	受動喫煙につきましては、健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康被害が大きい子どもや病気の人などに特に配慮すること、施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、喫煙できる場所の表示を義務付けるなどが、基本的な考え方とされ、2020年4月より全面施行されておりますが、この改正により、屋内施設は原則禁煙が義務付けられましたが、屋外は規制の対象外となっております。 しかしながら、喫煙が可能な屋外においても、タバコを吸うときには、まわりの方に煙を吸わせないように配慮が必要となります。 飲食店については、飲食店営業許可所管課により店外の喫煙場所の状況を確認し、苦情が寄せられていることを説明し理解を求め、対策の検討をお願いしています。 なお、現行では条例の制定は困難と考えますが、受動喫煙への厳格な対応や禁煙への取り組みが、今後、社会的な大きな流れとなることが想定されますことから、本市におきましてもこの機会を捉え、健康な市民が増え、多くの方々から選ばれるまちとなりますよう、さらに受動喫煙等の対策を実施してまいります。
2	保健総務課	ビル敷地内の広場で喫煙している人へ注意喚起していただきたいです。小学生や保育園児が通る時間帯にも喫煙しており、子どもの受動喫煙が心配です。	受動喫煙につきましては、健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康被害が大きい子どもや病気の人などに特に配慮すること、施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、喫煙できる場所の表示を義務付けるなどが、基本的な考え方とされ、2020年4月より全面施行されておりますが、この改正により、屋内施設は原則禁煙が義務付けられましたが、施設の敷地内の屋外は対象外となっております。 しかしながら、喫煙が可能な屋外においても、タバコを吸うときには、まわりの方に煙を吸わせないように配慮が必要となります。 ご指摘の場所につきましては、現地の状況を確認の上、敷地の管理事務所へ当該箇所にて喫煙している人がいることについて対応を求める声が寄せられたことを説明し、理解を求め対応を依頼いたしました。その結果、管理事務所より同ビルのテナントへ受動喫煙対策のチラシ配布による注意喚起、今回の現場への構内禁煙看板の移動及び巡回時の声掛け等の対応をご検討いただいております。

令和3年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
3	保健総務課	個人宅敷地内の屋外での喫煙への注意喚起を。	受動喫煙につきましては、健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮すること、施設・場所ごとに禁煙できる場所、できない場所を明らかにし、喫煙できる場所の表示を義務付けるなどが基本的な考え方 とされ、2020年4月より全面施行されました。 この改正により、屋内施設は原則禁煙が義務付けられましたが、個人宅や施設の敷地内の屋外などは規制の対象外となっております。 しかしながら、喫煙が禁じられていない場所においてタバコを吸う際も、まわりの方に煙を吸わせないように配慮が必要となります。 相談がよせられた場所での喫煙につきましては、状況の確認等を行なっております。今後も保健関連事業実施の際のチラシ・リーフレット配布や市ホームページへの掲載などにより注意喚起を実施して参りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
4	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	ワクチン接種の予約を簡単にできる仕組みにしてください。 また、近所の医療機関で接種できるようにしてください。	各医療機関におけるワクチン接種の申込は電話・WEB等で予約を受付しております。市では交通の利便性の高い川口駅前に集団接種会場（旧そごう川口店）を設置し、16歳以上の全ての方が接種いただける体制を整えておりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。
5	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	今後のワクチン接種費用も無料にしてください。	今後につきましては、引き続き国の動向を注視して参ります。
6	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	妊婦さんに対するワクチン接種の対応や取組を教えてください。	母子手帳発行済みの方に対して優先的に予約枠を設け、令和3年9月13日から24日にかけて、集団接種会場でワクチン接種を実施いたしました。
7	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	ワクチン接種の予約を支所でも実施してください。 また、公民館で行っている予約サポートを市民に広く周知してください。	支所は、常日頃から多くの手続きを行っており、ワクチンの予約までをこなすことは難しいと考えております。 また、公民館での予約サポートにつきましては、追加接種（3回目接種）でも想定しておりますので、広報紙や市ホームページ等で周知を図ってまいります。
8	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	3回目のワクチン接種の計画的、効率的な実施の取組について教えてください。	3回目のワクチン接種につきましては、接種券を送付後に予約や問い合わせの電話が集中することが想定されることから、計画的な接種券の送付やコールセンターの人員を増員して対応して参ります。さらに、公民館等においての市職員による予約サポートも引き続き実施し、速やかに予約いただけるよう努めて参ります。 なお、集団接種会場につきましては、引き続き旧そごう川口店において実施し、個別の医療機関は市内約160医療機関において、ワクチンを接種していただける体制を整えているところであります。

令和3年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
9	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	ワクチン集団接種会場は自宅から遠くて、高齢者は行くのが難しい場合もあるため、近くに設置してください。	集団接種会場につきましては、効率的により多くの方に接種をしていただくため、5会場であったものを旧そごう川口店に集約して実施をして参りました。3回目の接種についても、引き続き、旧そごう川口店で接種を進めて参ります。なお、市内にある個別の医療機関は、有床病院を含む約160の医療機関においてワクチン接種を実施しているものであり、大規模病院につきましても、新型コロナウイルスの感染や接種の進捗状況など、必要に応じて協力のお願いをして参りたいと存じます。 今後も、希望される方が、一日も早く安心してワクチン接種を受けられるよう、川口市医師会をはじめとした方々のご協力を得ながら、ワクチン接種の体制の充実を図って参ります。
10	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	厚生労働省の発表で、令和3年2月17日から6月14日めで196名が亡くなっています。世代の影響を調べたデータも無く承認されています。すでに医療従事者に接種し」若い世代に接種しますが、その影響は不明のままです。多くの方が亡くなっていることもあり、ただちに接種を中止すべきです。	新型コロナワクチン接種は、市民のみなさまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。受ける方には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意思で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。 また、本市が国より供給を受けているファイザー社の新型コロナワクチンにつきましては、薬事承認され、予防接種法に基づいて接種できるワクチンであります。今後におきましても国の指示に基づき事業を進めて参りますのでご理解いただきますようお願いいたします。
11	新型コロナウイルスワクチン接種推進室	仮放免者へのワクチン接種を進めてください。	仮放免者へのワクチン接種につきましては、国の対応方針で接種希望の申請があった場合に接種券を発行するなど、ワクチン接種を受けることができるよう自治体が配慮するものと示されておりますので、今後、市ホームページ等を通して周知し接種希望者には接種券を発行していきます。
12	疾病対策課	子供はマスク着用による悪影響のほうが心配なので、小学生以下にはマスクは着用しなくてよいようにアナウンスしてほしい。	小さなお子さんのマスク着用につきましては、息苦しさや体調不良を訴えること、また自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、一律に着用を推奨するものではございません。 本市のお子さんへの感染対策といたしましては、お子さんの年齢や一人ひとりの発達状況等を踏まえ、身体の安全を第一に考慮して進めているところでございます。
13	疾病対策課	2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。	令和3年度の新型コロナウイルス感染の影響による国保税の減免の実施につきましては、令和2年度と同様の条件、基準等にて行って参ります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に関するリーフレットを納税通知書に同封するほか、市ホームページにて広く周知を図って参ります。

令和3年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
14	国民健康保険課	窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。 生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。	国保法44条による減免につきましては、平成31年2月に示された厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。 なお、減免のご相談があった際には、他の法律の制度利用なども踏まえて適切に対応するよう努めております。
15	国民健康保険課	受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。 2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。 すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。	短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性からやむを得ない措置であると認識しております。一昨年度までは、納付相談の結果を踏まえ交付しておりましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉更新を行い郵送しており、令和3年8月1日交付分においても令和2年度同様一斉更新することを予定しております。
16	国民健康保険課	傷病手当金を支給してください。 昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。	国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。新型コロナウイルス感染症対策として、国からの緊急的・特例的な財政支援に基づき実施しているものであり、本市の国保財政につきましては、令和3年度に再び多額の赤字が生じる見込みとなるなど、今後も厳しい状況が続くことが想定されることから、恒常的な施策とすることは難しいと考えております。
17	国民健康保険課	国保運営協議会について、さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。	国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、本市では、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。公募につきましては、3年の任期の改選期に合わせ、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。
18	国民健康保険課	ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。	がん検診のうち、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診につきましては、平成30年度から実施期間を拡充し、特定健康診査と同一時期に受診できるよう変更いたしました。また、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。 今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

令和3年度　保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
19	国民健康保険課	柔道整復師の施術に関して、現在行われている患者への、来院についての調査を中止していただきたく要望させていただきます。	本市が実施している調査は、平成24年3月12日厚生労働省発出「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」に基づき行っており、厚生労働省より示された参考様式に沿って、被保険者に施術内容等の確認をお願いしているものです。 また、本調査は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4条第5項に基づき、県が市町村に対して行う国民健康保険事業に対する指導助言（監督）のうち、特に助言等が必要と思われる重点事項とされております。 このようなことから、調査自体を中止することは難しくはありますが、厚生労働省通知にも示されている通り、被保険者の施術の抑制とならないような実施方法に努め、丁寧な対応を心がけて参ります。
20	国民健康保険課	昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。住民に寄り添った対応を行ってください。	納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。